

実践メニューにおいて開発した成果物譲渡要領

（目的）

第1条 この要領は、天草地域雇用創出協議会（以下「協議会」という。）が実践型地域雇用創造事業（以下「実践事業」という。）の実践メニューにおいて開発した成果物（以下、「成果物」という。）を、譲渡する場合について、必要な事項を定めるものとする。

（譲受対象者）

第2条 成果物を譲り受けることができる者は、実践事業の趣旨を理解し、雇用創出に向けて意欲のある天草地域内の事業者又は天草地域内で創業を希望する者とする。

（譲渡しない場合）

第3条 協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、成果物を譲渡しない。

- （1）成果物を譲り受けようとする者が天草地域外の事業者又は天草地域外で創業を希望する者である場合
- （2）成果物の利用目的が協議会の信用又は品位を害するものと認められる場合
- （3）成果物の利用目的が法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- （4）その他協議会が不相当と認めた場合

（譲受の手続き）

第4条 成果物を譲り受けようとする者は、別記様式第1号の譲受申出書及び別記様式第2号の誓約書により、あらかじめ協議会に申し出なければならない。

（譲渡後の責務）

第5条 成果物は、協議会が地域の雇用を創出するために開発したものであるということに十分配慮し、天草地域内の事業者又は、天草地域内で創業を希望する者から、成果物を利用したい旨の申し出があった場合、これに可能な限り協力すること。

（損失補償等の責任）

第6条 協議会は、譲渡後の成果物の使用に起因する事故及び損害、損害にかかる補償等について、一切の責任を負わない。

（情報の公開）

第7条 協議会は、第4条の申出の情報を公開することができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、成果物の譲渡に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年3月6日から施行する。